

奈良県告示第三百八十八号

会計に関する書類の様式等に関する規程（平成七年三月奈良県告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十七日

奈良県知事 山下 真

第一号様式（その一）中
「奈良県知事
（かゝい長）」

「奈良県知事
を
（かゝい長）」
に改め、

め、同様式（その二）中
「奈良県知事
（かゝい長）」
を
（かゝい長）」

「奈良県知事
に改め、同様式（その三）中
（かゝい長）」

「奈良県知事
を
（かゝい長）」
に改め、

同様式（その四）中「奈良県知事
（かゝい長）」を「奈良県知事
（かゝい長）」に改め、

第五号様式中
「主管課の課長等
（かゝい長）」
を
（かゝい長）」

に改める。
」